

都市計画提案制度の概要

都市計画提案制度

都市計画提案制度は、地域の皆様のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り込んでいくために、土地の所有者やまちづくり団体など一定の要件を満たせば、県または市に都市計画の決定案や変更案を提案できる制度です。

提案できる内容

大村市が定める都市計画について提案ができます。例えば、用途地域や地区計画などがあります。

提案できる人

次のいずれかに該当する人。

- ①提案しようとする区域の土地所有者、借地権者。
- ②まちづくりの推進を目的とするNPO法人等。

提案の要件

次に掲げるすべてを満たすことが必要です。

- ①0.5ha以上のまとまった土地の区域であること。
- ②都市計画に関する法令上の基準に適合していること。
- ③提案しようとする区域内の土地所有者等及び面積が3分2以上の同意が得られていること。

提案に必要な書類

次に掲げる書類が必要です。

- ① 都市計画提案書（様式第2号）
- ② 都市計画の素案
 - （1）計画説明書（様式第3号）
 - （2）位置図（縮尺1／25,000程度）
 - （3）区域図（縮尺1／2,500程度）
 - （4）計画図（縮尺1／2,500程度）
 - （5）公図の写し
- ③ 同意を得たことを証する書類
 - （1）土地所有者等一覧（様式第4-1号及び様式第4-2号）
 - （2）計画提案同意書（様式第5-1号又は様式第5-2号）
 - （3）公図の写し
 - （4）関係住民等への説明経緯調書（様式第6号）
- ④ 周辺環境等への影響等について配慮検討した内容を示す書類
 - （1）周辺環境等への影響検討調書（様式第7号）

事前相談

都市計画課窓口において事前相談に応じます。

大村市都市整備部 都市計画課 TEL0957-53-4111（内線431）

- ※ 提案の手続きの流れについては、「大村市都市計画提案制度手続の流れ」をご覧ください。
- ※ 提案制度の運用については、「大村市都市計画提案制度手続要綱」をご覧ください。